

国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) の新たな法規範形成分野

慶應義塾大学大学院 法務研究科教授 青木 節子

1959年に国連総会の常設補助機関として設置された宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) では、宇宙探査・利用の科学技術的側面、法制度的側面の双方について検討し、その成果物として条約ならびに総会決議およびガイドラインのような非拘束的文書を作成してきた。その名称のとおり、宇宙の「平和利用」を任務の射程とするが、軍事・安全保障問題を完全に排除してきたわけではない。たとえば、宇宙条約 (1967年) には、宇宙空間に大量破壊兵器を配置することを禁止する (4条) 軍備管理条項が置かれ、最近では、「宇宙活動に関する長期持続可能性 (LTS) ガイドライン」(2019年) が規定する21のルールのうち少なくとも半数は安全保障にも関係する。

衛星を所有・運用する国が世界の半数近くとなり、大学や中小企業も独自の高性能衛星を頻繁に打ち上げるようになった現在、軌道も混雑し、活動の安全性を確保するための交通管理が要請されるようになった。どの物体がどこを運航しているかを詳細に知悉しているのはその物体の運用者だけである。米空軍がかなり精度の高い運航状況データベースを維持管理し、選択的に世界にそれを提供してはいるが、限界がある。衝突や干渉を避けるためにも早晩、どこまで他国、他企業の衛星に接近して運用することが許容されるのかなどにつき基準設定が不可避となっている。

また、宇宙ゴミとなり軌道を漂うロケットの上段や使用済み衛星を物理的な力やレーザーなどさまざまな手法で除去するデブリ除去ビジネスや、宇宙空間で衛星修理や燃料補給を行うビジネスが遂に開始寸前となり、民生利用と軍事活動との外形上の類似性が問題視されるようになってきた。デブリ除去や衛星修理活動は、対衛星攻撃 (ASAT) とほぼ同一技術を用いるからである。

新たな問題としては、性質は若干異なるが、宇宙探査が急速に進展する中での宇宙資源 (小惑星の鉱物や月の水資源など) の開発・採取とその所有権の問題も浮上してきた。米国法の制定当時 (2015年) は、一方的国内措置による早い者勝ちの可能性に対する懸念もあり、政治的対立が高まったが、2017年からCOPUOS法律小委員会で議論が始まり、2021年の会期では、国際法の確認や欠缺部分を埋めるための枠組作りも含めて宇宙資源問題を議論するための作業部会が設置された。法が不明確な状況で、理性的に各国の行動を調整する方途を見つけてきたといえ、現在のところ、COPUOSが法規範形成機能を実効的に果たしつつある例と位置付けることができようである。

より困難なのは、宇宙交通管理やASAT類似の外形的行為を伴う新ビジネス関連のルール作りである。概括的なガイドラインを超えて、具体的なルール作りに入るならば、ジュネーブの軍縮会議や国際総会第1委員会 (安全保障) との任務範囲の調整が難航することも予想される。しかし、調整困難は現在だけの問題ではない。ミサイルとロケットの区別が不分明なときに停滞する核軍縮と切り離す形でCOPUOSは宇宙条約を作りあげている。21世紀半ばに向け、COPUOSは宇宙強国が鎬を削る「戦闘領域」としての宇宙という発想とは距離を置く形で、合理的な法規範形成機能を発揮することができるだろう。

法規範形成は自然現象ではない。将来世代に豊かで安全な宇宙利用を手渡すことを義務と考える各国の意思、それを支える市民の総意と適切な情報を提供する研究者や運用者の努力がこれまで以上に必要である。